

# 常 議 員 会

平成29年9月27日

## ご当地ナンバー(横須賀ナンバー)導入に向けた協力の件

地方版図柄入りナンバープレートを活用して  
**地域の魅力**を全国に発信！

平成29年8月16日付で、上地市長から平松会頭宛、文書で協力依頼あり



### 【導入の目的】

◆ご当地ナンバーを導入することにより地域活性化や観光振興を図ることが目的

### 【導入の条件】

- ◆地域住民の合意形成が図られていること
- ◆登録自動車台数が10万台を超えていること

### 【期待される効果】

◆地元の風景や観光資源が図柄となったナンバープレートが“走る広告塔”となって地域の魅力を全国に発信

### 【導入スケジュール】

H29年9月下旬	市民及び事業者にアンケート調査
H29年10月下旬	アンケートの集計・分析
H29年11月中～下旬	ご当地ナンバー導入の可否の判断
H29年11月中	県へ導入意向の要望
H29年12月	市議会報告
H30年3月	県が国に、導入申込書の提出
H30年4月～	図柄の選定(公募等)
H30年12月	国に対し図柄の提案
H32年度	横須賀ナンバープレートの発行

# 「キッズウィーク」推進の件

協議 2

キッズウィークとは

地域ごとに夏休みなどの学校の長期休業日から、一部の休業日を分散化する。学校が休みとなった日に**大人も有給休暇**を取得  
<家族で休日を楽しむ>

休業日の分散化  
(学校) H29.9.8閣議決定



有給休暇の  
取得促進  
(企業)

柔軟な設定

企業の実情

地域で推進

意識喚起

環境づくり

楽しむ演出

横須賀商工会議所・教育委員会・横須賀市

# 改正育児・介護休業法に基づく規程改訂の件

改定の理由：改正育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正に伴う規程の改定を行う。

1. 改定箇所：（1）育児休業規程 （2）介護休業及び介護短時間勤務規程

## （1）育児休業規程

旧 条 文	新 条 文（案）
<p>（対象者） 第2条                      生後満1歳に満たない同居の子を養育するため育児休業を希望し、かつ、育児休業後も引き続き勤務する意思のある職員（日々雇い入れられる者を除く）。                      ただし、職員の過半数を代表する者との協定により、除外することとした下記の職員を除く。</p> <p>（1）～（3）省略</p>	<p>（対象者） 第2条                      生後満1歳に満たない同居の子 <u>（実子・養子・特別養子縁組の監視期間中の子・養子縁組里親に委託されている子等）</u> を養育するため育児休業を希望し、かつ、育児休業後も引き続き勤務する意思のある職員（日々雇い入れられる者を除く）。                      ただし、職員の過半数を代表する者との協定により、除外することとした下記の職員を除く。</p> <p>（1）～（3）省略</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>2. 期間雇用者で育児休業ができる職員とは申出時点において次のいずれにも該当する職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること</u></p> <p><u>(3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</u></p>	<p>2. 期間雇用者で育児休業ができる職員とは申出時点において次のいずれにも該当する職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>(2) 子が1歳6ヶ月に達する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</u></p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>(休業期間) 第4条 1～3 (省略)</p>	<p>(休業期間) 第4条 1～3 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>4. 次のいずれにも該当する職員は、子が<u>2歳に達するまでの間</u>に必要な日数について育児休業を再延長して取得することができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6ヶ月の誕生日に限るものとする。</p> <p>(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳6ヶ月の誕生日の前日に育児休業をしていること</p> <p>(2) 次のいずれかの事情があること</p> <p>① 保育所に入所を希望しているが、入所できないとき</p> <p>② 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6ヶ月以降育児に当たる予定であった配偶者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難となったとき</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>4. 前項の育児休業は、次の各号のすべてを満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 子の <u>1歳</u>の誕生日から休業を開始すること</p> <p>(2) 省略</p> <p>(子の看護のための休暇) 第17条 1～2 (省略)</p>	<p>5. <u>4</u>項の育児休業は、次の各号のすべてを満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 子の <u>1歳6ヶ月</u>の誕生日から休業を開始すること</p> <p>(2) 省略</p> <p>5～8条文繰下げ</p> <p>(子の看護のための休暇) 第17条 1～2 省略</p> <p>(新設)</p> <p>3. 子の看護のための休暇は半日 (1日の所定労働時間の2分の1) でも取得することができる</p> <p>3条文繰下げ</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
	<p data-bbox="1137 336 1227 379">附則</p> <p data-bbox="1137 443 2018 544">この規程は平成29年10月1日から施行する。 (第2条、第4条、第17条改正)</p>

## (2) 介護休業及び介護短時間勤務規程

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>(対象者) 第2条</p> <p>1 省略</p> <p>2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) 配偶者の父母</p> <p>(5) <u>祖父母、兄弟姉妹又は孫であって職員が同居し、かつ、扶養している者</u></p> <p>(6) 上記以外の家族で当所の認めた者</p> <p>3 省略</p>	<p>(対象者) 第2条</p> <p>1 省略</p> <p>2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) 配偶者の父母</p> <p>(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫 <b>(以下削除)</b></p> <p>(6) 上記以外の家族で当所の認めた者</p> <p>3 省略</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>(介護休業の期間等) 第5条</p> <p>介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、原則として、<u>通算93日間の範囲</u>(介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日までをいう。以下同じ。)内で、介護休業申出書に記載された期間とする。ただし、<u>同一家族について、第10条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その適用を受けた日数も通算して93日を経過する日までを原則とする。</u></p>	<p>(介護休業の期間等) 第5条</p> <p>介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、<u>通算93日までの範囲内で3回を上限として分割取得することができる。</u>  <u>(1回に93日間取得もできる。介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日までをいう。)</u> 期間は介護休業申出書に記載された期間とする。  (以下削除)</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>2 職員は、介護休業期間変更申出書(様式4)により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに総務渉外課に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は93日(異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は介護短時間勤務の適用を受けた場合には、原則としてその日数を控除した日数)の範囲を超えないことを原則とする。</p> <p>3～5 (省略)</p>	<p>2 職員は、介護休業期間変更申出書(様式4)により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに総務渉外課に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は93日(分割して介護休業をしたことがある場合は原則としてその日数を控除した日数)の範囲を超えないことを原則とする。</p> <p>3～5 (省略)</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>(介護短時間勤務) 第10条            家族を介護する職員は、総務渉外課に申し出て、<u>対象家族1人あたり通算93日の範囲内を原則として次の介護短時間勤務の適用を受けることができる。</u>            所定労働時間を午前9時30分から午後4時まで(うち休憩時間は12時から13時とする。)の5時間30分とする制度。            ただし、既に5条に規定する介護休業をした場合は、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日までの期間を原則とする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(介護短時間勤務) 第10条  <u>家族を介護する職員は、総務渉外課に申し出て、次の介護短時間勤務の適用を受けることができる。</u>            所定労働時間を午前9時30分から午後4時まで(うち休憩時間は12時から13時とする。)の5時間30分とする制度。            (以下削除)</p> <p>2 (省略)</p>

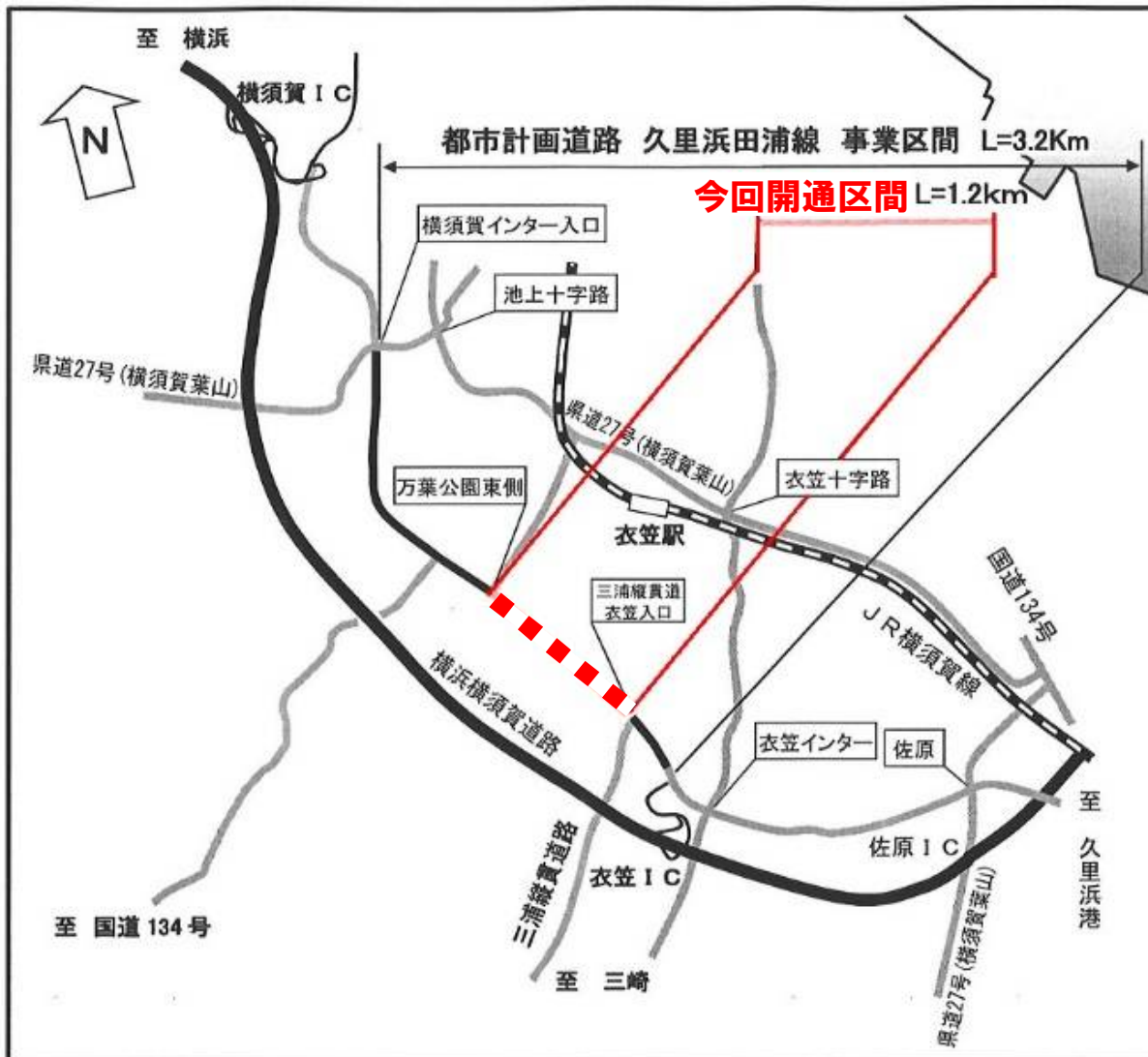
旧 条 文	新 条 文 (案)
	<p>(新設)</p> <p>3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、利用開始日の日から3年間の間で2回までの範囲で、短縮をしようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として短縮を開始しようとする日の2週間前までに、短時間勤務申出書（様式5）により、総務渉外課へ申し出なければならない。</p> <p>3～6条文繰下げ</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
	<p>(介護休暇) 第14条 (新設)</p> <p>2 介護休暇は半日 (1日の所定労働時間の2分の1) でも取得することができる。 2～3 条文繰下げ</p> <p>(新設) (介護のための所定外労働時間の免除) 第15条</p> <p>要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、当所は事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはできない。</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
	<p>2. 前項の請求をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間（以下この条において「免除期間」という。）について、免除を開始しようとする日（以下この条において「免除開始予定日」という。）及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1ヶ月前までに、介護のための時間外労働免除請求書（様式7）を総務渉外課に提出しなければならない。この場合において、免除期間は、第12条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>3. 総務渉外課は、時間外労働免除請求書（様式7）を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p>

旧 条 文	新 条 文 (案)
	<p>附則</p> <p>この規程は平成29年10月1日から施行する。 (第2条、第5条、第10条、第14条改正 第15条新設)</p>

# 県道久里浜田浦線(衣笠町～平作)開通の件



【開通工区】 1.2km  
(’08年～’11年開通予定着手)

【開通】

H29年9月30日

【効果】 衣笠・池上  
十字路渋滞緩和

【全工区】 12.7km  
久里浜港～16号田浦  
(’93年着手～)

【要望活動】

・ 県知事要望(単独)

# 三浦半島地域 事業承継ネットワーク事業の件

## 事業承継啓蒙連携事業



8月29日(火)共同記者会見(横須賀市)

連携による横須賀市内における事業承継の啓蒙を目的としたセミナー等を実施

左から)湘南信用金庫 石渡理事長、  
横須賀市 上地市長  
平松会頭/かながわ信用金庫理事長  
横浜銀行 川村頭取

## 【三浦半島地域事業承継サポート協議会設置について】

### 事業承継広域支援事業

三浦半島地域中小企業支援ネットワーク会議(三浦半島ネット)にて、三浦半島地域の課題である事業承継をテーマとした**広域的な事業承継支援**を目的とした標記協議会を設置

承継先、承継候補者等の情報共有、支援策検討、**伴走型支援による承継の具体化**  
(事務局)神奈川県信用保証協会、三浦商工会議所、横須賀商工会議所

# 三浦半島地域 事業承継ネットワーク事業の件

## 広域的伴走型 個社支援

- ・案件の発掘
- ・ニーズ把握
- ・情報の共有
- ・専門家連携
- ・専門家相談

三浦半島地域  
事業承継サポート協議会  
神奈川県信用保証協会  
横須賀商工会議所  
三浦商工会議所  
地域金融機関等

## 三浦半島地域中小企業 支援ネットワーク

県下行政・商工会議所・  
商工会・支援機関・  
金融機関等

## 連携による効果的な支援の実現

情報共有・連絡調整・啓蒙セミナー等の開催

神奈川県事業承継  
ネットワーク  
(県内6ブロック\*国の事業)  
神奈川県・行政・商工会議所・  
商工会・支援機関・  
金融機関等

横須賀市  
横浜銀行  
かながわ信用金庫  
湘南信用金庫  
横須賀商工会議所

# 東京五輪入札サイト 「ビジネスチャンス・ナビ2020」活用の件

東京2020公認プログラム  
ビジネスチャンス・ナビ2020



「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、東京2020大会等を契機とする官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトです。  
本サイトは、受発注取引のマッチングを支援し、中小企業の受注機会の拡大を目的としたサイトです。

## 横須賀港久里浜地区の定期航路に向けた活動と今後の展開について(運輸港湾部会)

### <トライアル寄港の結果>

寄港日時 平成29年7月10日(月)14時10分入港、16時出港

使用船舶 大王海運株式会社が運航するRORO船

航路 千葉中央港—久里浜港—堺泉北港—宮崎港—細島港

出荷内容 トレーラーシャーシ(20t車)15本

(堺泉北港行き10本、細島港行き5本)



## 首都圏の玄関口の久里浜港を物流拠点に！ 平成32年圏央道 藤沢IC～釜利谷JCT開通予定！

### <物流の変化>

- ◆ CO2削減に向けたモーダルシフトへの対応
- ◆ 長距離ドライバー不足(労務・運行管理の規制強化)

### <今後の展開>

- ◆ 複数航路のトライアル寄港を計画・実行(物流の量・ニーズ把握)
- ◆ RORO船だけでなく、フェリー船の検討(有人トラック)
- ◆ 物流倉庫となる土地と上屋の検討(物流基地)
- ◆ 製造業でメインとなる荷主に対して輸送コスト・タイムを提案

商工会議所と市が一層連携し、また、港湾・運輸関係事業者が総力をあげて、誘致活動を行うことが大事！